

平成 29 年度 第 1 回

八戸市地域包括支援センター運営協議会

日時：平成 29 年 7 月 25 日(火) 午後 1 時 30 分
場所：八戸市庁 別館 2 階 会議室 B

次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 平成 28 年度地域包括支援センター事業報告について 資料 1
- (2) 平成 29 年度地域包括支援センター事業計画について 資料 2
- (3) 地域包括支援センター運営業務の外部委託について 資料 3
- (4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について
..... 資料 4
- (5) その他

3. 閉 会

(1) 平成 28 年度地域包括支援センター事業報告

資料 1

1 地域包括支援センター運営協議会

月日	内容	出席者
7月19日(火)	(1)平成27年度地域包括支援センター事業報告について (2)平成28年度地域包括支援センター事業計画について (3)介護予防支援業務委託事業者の承認について	8人
2月6日(月)	(1)地域包括支援センター運営業務の外部委託について	8人

2 総合相談支援業務

(1) 地域包括支援センター（市包括）及び地域包括支援センターサブセンター（サブセンター）における総合相談件数

【相談種別件数】

()はH27年度実績、単位：件

機関	内容	一般	困難	虐待	計
市包括		856 (767)	865 (823)	316 (311)	2,037 (1,901)
サブセンター (9か所分)		2,005 (1,784)	1,944 (830)	255 (68)	4,204 (2,682)
計		2,861 (2,551)	2,809 (1,653)	571 (379)	6,241 (4,583)

【相談内容内訳】

単位：件

相談内容（重複あり）													計
種別 機関	一人暮らし	認知症	精神疾患	介護負担増大	住環境問題	経済的問題	サービス利用	セルフネグレクト	成年後見制度	安否確認	介護力の低下	その他 ※1	
市包括	560	609	379	79	133	309	582	1	134	24	310	711	3,831
サブセンター	1,599	1,466	438	242	210	360	2,163	32	26	18	703	1,061	8,318
計	2,159	2,075	817	321	343	669	2,745	33	160	42	1,013	1,772	12,149

※1 医療受診、施設入所 等

【相談者内訳】

単位：件

相 談 者										計
機関	本人	家族	民生委員	医療機関	ケアマネージャー	サブセンター	在宅介護支援センター	行政機関	その他 ※2	
市包括	395	683	30	61	137	163	41	110	399	2,019
サブセンター	618	1,197	288	534	399	—	3	207	414	3,660
合計	1,013	1,880	318	595	536	163	44	317	813	5,679

※2 施設、近隣住民 等

(2) 困難および虐待対応回数

()は H27 年度実績、単位：回

	訪 問	ケア会議	
		多職種会議※3	課内会議※4
市包括	241 (287)	49 (42)	72 (81)
サブセンター	1,217 (1,183)	98 (21)	
合計	1,458 (1,470)	147 (63)	72 (81)

※3 あらかじめ日時を設定し、多職種で行ったもの

※4 虐待相談の初動会議や虐待事例検討会

(3) 高齢者見守りネットワーク事業

見守りの必要な高齢者の変化に早めに気づき必要な支援を行うために、地域の活動を支える町内会、事業所などの関係機関によるネットワークを構築する。

①見守りネットワーク活動の普及・啓発

民生委員定例会や町内会総会出席時に見守り活動の協力依頼を行っている。(随時)

②高齢者見守りネットワーク連絡会

身近な町内単位で無理なく何気なく見守りや声掛けをして、緊急課題の早期発見や安否確認を行い、必要時に早期対応するシステムを作る。

■設置町内：34 町内（平成 28 年度は長根町内、是川二丁目町内の 2 町内に新設）

■活動内容：緊急連絡網作成、町内周知、ネットワーク新聞の回覧等

3 権利擁護事業

(1) 成年後見制度

【相談件数】

	27年度	28年度
市包括	99件	134件
サブセンター	4件	26件
合計	103件	160件

【市長申し立て件数】

27年度	28年度
6件	3件

(2) 八戸市高齢者虐待の取り組み状況

【養護者による虐待の相談件数】

	27年度	28年度
相談件数(新規)	43件	52件
虐待件数 ※疑い含む	35件	36件
虐待有りと判断	30件	33件

【養護者による虐待に対する支援状況】

	27年度	28年度
生活支援ハウス入所	1件	2件
福祉施設入所	3件	5件
入院	6件	5件
その他分離	4件	5件
見守り・助言	21件	19件
計	35件	36件

【八戸市における養護者による高齢者虐待の特徴】(※虐待有りと判断した件数の内訳)

		27年度		28年度	
虐待有りの件数 (実人数)		30件(30人)		33件(34人)※夫婦1組あり	
虐待の種別 ※重複あり		身体的 24件 経済的 2件	心理的 17件 放棄 3件	身体的 21件 経済的 3件	心理的 24件 放棄 2件 性的 1件
被虐待者	性別	女性 23人	男性 7人	女性 30人	男性 4人
	年齢	65～69歳 3人 75～79歳 9人 85歳以上 5人	70～74歳 6人 80～84歳 7人	65～69歳 6人 75～79歳 6人 85歳以上 6人	70～74歳 6人 80～84歳 10人
	介護度	未申請 15人 要支援 1人	申請中 0人 要介護 14人	未申請 19人 要支援 1人	申請中 0人 要介護 14人
	要因 ※上位3位まで	認知症 16件 要介護 12件 病気について無理解 3件		認知症 12件 要介護 8件 共依存 7件	
養護者	続柄 ※上位3位まで	息子 10人 娘 7人	夫 9人	夫 13人 娘 7人	息子 12人
	養護者が抱える問題 ※上位3位まで	性格の偏り 8件 病気について無理解 6件 認知症、精神疾患 各5件		介護負担 10件 精神疾患 10件 低収入 7件	

(3) 八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議

当会議では高齢者及び障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応・防止を目的として、支援策の検討や関係機関の連携システムの構築を行うために、司法や医療、福祉等の構成員から意見を聴取、内容検討し県へ報告する。

(4) 啓発活動

○平成 28 年度八戸市高齢者虐待防止研修会開催

開催日・場所：10月4日（火） はちふくプラザねじょう

講演：「これって虐待なの？高齢者への経済的虐待とは？」

～認知症になってもあなたと家族を守る成年後見制度とは～

講師： 法テラス 八戸法律事務所 みずしま 水島 としひこ 俊彦 氏

出席者： 225 人

○高齢者虐待防止パンフレットの配布

○成年後見制度に関するパンフレットの配布

○八戸地域虐待等困難事例ネットワーク研究会開催への協力

(5) 市民後見推進事業

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な市民が、成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、市民後見人の養成および市民後見人候補登録者が適切に活動できるよう支援し、権利擁護の推進を図る。

①八戸市市民後見推進協議会の開催

■委員：弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者、社会福祉協議会

■オブザーバー：青森家庭裁判所

回数	月日	内容
第1回	7月28日	1. 平成27年度八戸市市民後見推進協議会及び市民後見人フォローアップ研修会の報告 2. 八戸市成年後見センターについて 3. 家庭裁判所から市民後見人の推薦依頼がきた場合の流れについて 4. 青森県社会福祉協議会で養成した市民後見人の登録について
第2回	11月9日	1. 平成28年度市民後見人養成研修について 2. 市民後見人養成研修修了者の名簿登録要件等について 3. 市民後見人に対するバックアップ体制について
第3回	12月9日	市民後見人の推薦について 市民後見人候補者との面接および受任調整会議
第4回 第5回	2月13日 2月16日	平成28年度養成研修修了者の名簿登録可否に係る面接及び審議

※平成28年度末時点で、3人が市民後見人として活動

②八戸市市民後見人フォローアップ研修会

■委託先：八戸市成年後見センター（八戸市社会福祉協議会）

■市民後見人候補登録者：13人

回数	月日	内容	出席者
第1回	7月21日	【講義・演習】 「成年後見実務にかかわる本人中心支援と意思決定支援」	12人
第2回	10月7日	【研修会】※カシオペア権利擁護支援センター（二戸地域）との合同開催 ①カシオペア権利擁護支援センターとの情報交換等 ②市民後見人の活動について	11人
第3回	12月13日	【講義】 「権利擁護（人権）と成年後見制度－成年後見制度利用促進法と民法改正－」	13人
第4回	2月22日	【講義・演習】 「気づきの事例検討会～高齢者の受任ケース～」	7人

③八戸市市民後見人養成研修

委託先：八戸市成年後見センター（八戸市社会福祉協議会）

- ・事前説明会（9月）を行った上で、約50時間の研修（10～11月）を実施
- ・受講者数23人のうち、全課程修了者20人

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的支援事業研修会

介護支援専門員等が、地域包括ケアを推進するために必要な知識・技術を習得することにより、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう支援する。

月日	内容	講師	出席者
11月2日 (水)	「暮らしの中の看取りケア ～グループホームケアの場から～」	グループホーム八戸グリーンハイツ 今野 千晴 氏	92人
12月14日 (水)	「地域における口腔ケアの実践 ～高齢者口腔機能向上事業を実施して～」	渋田歯科クリニック 澁田 大路 氏	92人
2月21日 (火)	「高齢者の皮膚を守るケアについて」	八戸市立市民病院 皮膚・排泄ケア認定看護師 前田 司子 氏	83人
		合計	267人

(2) 地域ケアマネジメント事例学習会

市内の介護支援専門員のアセスメント力向上を目指し、事例学習会開催が地域で定着するよう支援する。

チーム	日時		会場	参加者
A:市川、根岸、下長、上長、 田面木、館、豊崎	9月16日	17:00~19:00	特別養護老人ホーム ほっとハウス	22人
	10月14日	17:00~19:00	特別養護老人ホーム ほっとハウス	25人
B: 柏崎、吹上 長者、 小中野、江陽	7月1日	17:00~19:00	りんごっこ寿楽荘	21人
	10月14日	17:00~19:00	りんごっこ寿楽荘	20人
C: 根城、是川、三八城、 白山台、南郷	11月10日	18:15~19:45	ひばりの里デイサービスセンター	21人
	3月16日	18:15~19:45	デイサービスセンター みやぎ	29人
D:大館、東、白銀、湊、鮫、 南浜	9月9日	17:00~19:00	デイサービスセンター かつこうの森	50人
	11月11日	17:00~18:30	妙水苑デイサービス	40人
合計				228人

(3) 地域ケア個別会議

高齢者が、住み慣れた地域での生活を続けられるよう個別事例の解決策を検討し、高齢者を支援するネットワークを構築するとともに、地域の課題を抽出する。

月日	内容	出席者
8月17日	独居高齢者の転居・見守り・在宅生活の見極めについて	13人
9月28日	問題を抱える高齢者（認知症疑いの万引き、聴覚障害、独居の安否確認）への対応について	10人
10月19日	問題を抱える高齢者（親族と疎遠で保証人不在、栄養面の偏り等）への対応について	10人
11月24日	認知症高齢者の災害時の避難、迷惑行為等近所トラブル、車の運転等対応・支援について	14人
1月25日	治療を拒否した方へ、寝たきり日中独居の高齢者の防犯対策について	9人
2月15日	雪片付け、道路の凍結等への安全対策、生活環境の改善支援について	9人

(4) 介護支援専門員に対する個別支援

○介護支援専門員が担当している困難ケースの相談に対する支援

平成28年度相談件数：222件（うち新規111件、継続111件）

○相談件数の介護度別内訳（件）

	介護度 なし	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
市包括	4	1	5	16	9	20	6	5	66
サブセンター	8	2	1	46	44	37	12	6	156
計	12	3	6	62	53	57	18	11	222

○相談内容（重複あり）

	独居	認知症	家族	経済	精神	介護 サービス	環境	虐待	後見	その他	計
市包括	24	34	13	26	15	29	8	19	8	23	199
サブセンター	40	87	44	48	21	84	15	41	1	59	440
計	64	121	57	74	36	113	23	60	9	82	639

※その他…医療、生活状況、その他のサービスについて等

○対応（重複あり）

	助言	訪問	ケース会議	情報提供等	計
市包括	97	10	13	1	121
サブセンター	227	56	45	92	417
計	324	66	58	93	538

5 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務

(1) 平成28年度 月別要支援認定者数

単位：人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
事業 対象者	—	—	—	—	—	—	21	98	175	234	296	358	1,182
要支援 1	567	583	594	594	590	595	600	580	564	548	544	535	6,894
要支援 2	1,000	996	1,005	1,004	1,002	1,009	1,022	980	946	917	899	864	11,644
計	1,567	1,579	1,599	1,598	1,592	1,604	1,643	1,658	1,685	1,699	1,739	1,757	19,720

※事業対象者…平成28年10月に制度開始となった介護予防・日常生活支援総合事業の対象者

(2) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 給付管理数（年間件数）

	25年度	26年度	27年度	28年度
委託事業所	8,057件	9,013件	9,499件	10,251件
包括支援センター	4,349件	4,431件	4,403件	4,370件
合計	12,406件	13,444件	13,902件	14,621件

※指定介護予防支援…介護予防給付サービスを利用している方を対象としたケアマネジメント
 介護予防ケアマネジメント…介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのみを利用している
 方を対象としたケアマネジメント

6 在宅医療・介護連携推進事業

(1) 八戸市医療・介護関係者多職種連携研修会

医療・介護関係者の多職種を対象に、相互理解や情報の共有等による関係の構築と連携推進を図ることを目的として研修会を開催する。

月日	内容	講師	出席者
11月12日 (土)	・講演 「在宅医療と多職種連携を推進するために」 ・グループワーク 「多職種連携における八戸市の課題を知り 解決策を探る」	秋田往診クリニック 理事長 市原 利晃氏 コメンテータ 秋田往診クリニック 理事長 市原 利晃氏	84人

(2) 八戸市医療と介護の多職種連携意見交換会

医療と介護のより円滑な連携を支援するために、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、訪問看護師・ステーション看護師、介護福祉士、管理栄養士、介護支援専門員の各職能団体、病院医療連携担当者、大学准教授、地域包括支援センターサブセンター等と意見交換を行う。

月日	内容	出席者
1月25日(水)	在宅医療・介護連携推進事業について	23人
2月15日(水)	はちのへ医療・介護連携マップについて かかりつけ連携手帳について	18人
3月15日(水)	これまでの検討内容の振り返りと来年度の開催予定について	22人

7 認知症施策の推進

(1) 認知症地域支援推進員の配置

高齢福祉課地域包括支援センターに5人（保健師4人、社会福祉士1人）配置。

平成28年度は、認知症地域支援推進員が中心となり、医療・保健・福祉等の専門職等によるケアパス作成会議を開催し、八戸市版のケアパスである「八戸市認知症ケアパス 認知症たすけるすけ」を作成した。

(2) 高齢者福祉合同研修会（連携中枢都市圏事業）

八戸市及び近隣7町村（三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、おいらせ町、新郷村）が合同で、地域における認知症施策に関連したテーマで研修を開催している。

平成28年度は、「地域における認知症ケア研修～地域の特性を踏まえた認知症地域支援推進員活動～」と題し、岩手県矢巾町及び宮城県川崎町の地域包括支援センター職員による講演会を開催した。市町村職員やキャラバン・メイト、介護保険事業所職員等129人が参加した。

8 生活支援サービスの体制整備

高齢者の生活支援に関する調査を実施し、その結果を生活支援体制整備研究会で報告、検討した。

9 介護予防事業

(1) 通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業の利用状況

単位：人

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
事業参加者	通所型	運動機能向上	76	175	180	193	227	230
		口腔機能向上	0	0	0	0	28	24
		栄養改善	0	0	0	0	0	0
		総合型介護予防	3	5	0	0	0	0
		認知症予防	4	6	28	38	32	37
	訪問型	0	0	0	0	0	0	
計		83	186	208	231	287	291	

※通所型及び訪問型介護予防事業は、平成28年10月より、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型及び訪問型サービスC（短期集中予防サービス）へ移行した。

(2) 地域回想法による介護予防推進事業

65歳以上の元気な高齢者へ懐かしい写真や生活用具を用いて自分自身が体験したことを語り合ったり、過去に思いをめぐらす「回想法」を行うことにより、高齢者が自ら介護予防に取り組む必要性を理解し、地域において自発的な介護予防の活動が実践できるよう支援する。

2地区（長者、白銀）で13人に対し、2か月間（週1回、計8回）延16回実施した。

10 家族介護支援事業

(1) キャラバン・メイトの支援及び認知症サポーター養成講座

①キャラバン・メイトの支援

ア)キャラバン・メイトフォローアップ研修の開催

- ・開催日時：平成29年2月13日（月）
- ・講演「徘徊高齢者の現状と対応」
- ・講師：八戸警察署 生活安全課 生活安全係 係長 小田原 重誠 氏
- ・目的：認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、効果的な認知症サポーター養成講座開催に向けての知識の普及とキャラバン・メイトの活動意欲の維持・向上を目的とする。
- ・出席者：八戸市内キャラバン・メイト 38名

イ)ボランティア保険の加入

- ・認知症サポーター養成講座開催時の事故等に備えるため、八戸市内のキャラバン・メイトを、社会福祉協議会で実施しているボランティア保険に加入させた。
- ・加入者：八戸市内キャラバン・メイト 67名
- ・補償期間：平成28年4月8日～平成29年3月31日

②認知症サポーター養成数

【平成28年度までの認知症サポーター養成数実績】

	18～24 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
講座開催数	207回	28回	45回	62回	57回	399回
サポーター数	7,939人	887人	1,378人	2,192人	1,953人	14,349人
キャラバンメイト 従事者数(延)	459人	69人	102人	195人	165人	990人

【平成28年度 認知症サポーター内訳】

	一般住民	職域	行政	介護 サービス	学校	合計
サポーター数	416人	701人	196人	224人	416人	1,953人
割合	21.3%	35.9%	10.0%	11.5%	21.3%	100%

【平成28年度の特徴】

- ・講座全体の約35%をキャラバン・メイトが自主的に企画・開催し、その割合は年々高くなっている。
- ・学校開催は、全てキャラバン・メイトが企画、開催した。
- ・職域では、介護サービス事業所での開催が多かった。

(2) 認知症フォーラム

市民が認知症を正しく理解し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの重要性を理解するほか、認知症に関わる各種団体が連携を図る重要性を知ることが目的に開催する

■日時：平成28年10月16日（日）13：00～16：00

■場所：八戸市総合福祉会館（はちふくプラザねじょう）

■主催：八戸市（受託者：公益社団法人 認知症の人と家族の会青森県支部）

■共催：株式会社エーザイ

■来所者総数：208人

■内容

- ・セレモニー：認知症ほっと三行レター表彰式
- ・講演会「この町で認知症になったら」
八戸市医師会 理事 工藤清太郎先生
はちのへ認知症疾患医療センター長 深澤隆先生
八戸市の医療、福祉に従事する職員等
- ・コーナー：認知症カフェの紹介、認知症の人と家族の会活動紹介、認知症サポーター養成講座の様子、キャラバン・メイトの活動紹介、成年後見制度の紹介

(3) 八戸市あんしんカード事業（連携中枢都市圏事業）

八戸市内に住むおおむね65歳以上で、認知症等により徘徊して自宅に帰ることができなくなるおそれがある方の情報を事前に八戸市に登録してもらい、その情報を八戸警察署に提供する。もし、登録者が徘徊して保護された場合、登録情報から個人を特定して、すみやかにご家族等に連絡する。

登録者には登録番号を記載したカードを交付。平成24年度からは八戸圏域定住自立圏の事業となり、八戸市を含む周辺8市町村で実施している。

■八戸市登録者数：246人（平成29年3月31日現在）

(4) 高齢者生活支援サポーターの活用

平成21年度から27年度にかけて地域で高齢者の生活を支える高齢者生活支援サポーターを養成した。養成講座終了者142名のうち今後活動可能な方を対象とし地域で生活・介護支援サービスの実践につながることを目的とした研修会を開催した。

① 研修会

月日	会場	内容	出席者（人）
9月12日	はちふくプラザ ねじょう	・サポーターの現状と今後について ・守秘義務について ・消費生活講座「悪質商法」 ・地域での見守りのポイント ・サポーター情報交換 サブ・在介顔合	27

② 活用

○サポーター登録者数：142人（平成29年3月末）

○平成29年度の活動人数 64人（支援内容：介護予防教室の手伝い、話し相手等）

1.1 その他

(1) 地域密着型サービス事業所の運営推進会議出席

平成28年4月～平成29年3月に58か所88回（市包括34回、サブセンター54回）出席

(2) 地域包括支援センター職員打ち合わせ会（年4回）

八戸地域包括支援センターサブセンター職員、在宅介護支援センター職員との情報交換、意見交換及び課題の検討を行う。

内容：地域支援事業推進（介護予防教室、見守りネットワーク、二次予防事業、高齢者生活支援サポーター等）の情報提供と情報交換（グループワーク）。

出席者：地域包括支援センター職員、八戸地域包括支援センターサブセンター職員、在宅介護支援センター職員

平成28年度 高齢者保健福祉サービスに関する啓発活動

	開催月日 時 間 場 所	テーマ	方法	参加対象者	人数	従事者
1	7月1日(金) 10:00～11:00 江陽集会所	認知症予防	講話・ レクリエーション	江陽老人クラブ・社協 合同	30	アクティブ24 吉田
2	7月21日(木)11:00～11:45 東公民館	介護予防	講話・ 体操	旭ヶ丘養命会・町畑 地区長寿会・はつら つクラブ	54	福寿草 下館
3	7月13日(水)11:20～12:00 根岸公民館	認知症予防	講話・ 体操	根岸地区老人クラブ	56	寿楽荘 山田・ 小田巻
4	10月14日(金)10:00～12:00 はちふくプラザねじょう	介護保険制度と八戸市地域包括支援センター	講話	鷗盟大学 I 年生	55	所長 原
5	10月15日(土) 13:45～15:00 八戸学院大学	八戸市の介護保険と高齢福祉	講義	八戸学院大学 介護の学校参加者	30	山村
6	10月18日(日) 9:00～10:30 はちふくプラザねじょう	八戸市の高齢者の状況 センターの役割	講義	市民後見人養成研修 受講者	22	夏堀
7	11月20日(日) 13:00～15:00 はちふくプラザねじょう	老老介護予防のための高齢者福祉サービス	講話	公益社団法人日本オ ストミー協会 青森県支部三八支部	48	江渡
8	12月14日(水) 10:30～11:40 是川公民館	高齢者の健康管理	講話・ 体操	是川老人クラブ	44	修光園 高奥
9	29年1月24日(火) 8:50～10:20 八戸高等看護学院	高齢者の自立した生活を支援する地域保健 活動の実際	講義	八戸高等看護学院	46	沼岡
10	29年2月7日(火) 10:00～11:00 はちふくプラザねじょう	認知症を地域で学び支えよう	講義	八戸市老人クラブ連 合会会長、会員	95	沼岡
11	29年3月4日(土) 13:30～16:30 はちふくプラザねじょう	八戸市成年後見セミナー ～地域で支える八戸の未来～	講話	一般住民	85	島田
12	28年5月～7月 計9回	八戸市地域包括支援センターの役割	講義	地区民生委員 児童委員協議会	152	包括支援セン ター・包括サ ブセンター・在 宅介護支援セ ンター職員
計		20回				717人

平成28年度 サブセンター・在宅介護支援センター推進事業実績

サブセンター・在宅介護支援センター	総合相談(延)			訪問										①の 実人数 + ②の 実人数 (人)	介護予防 教室等		ポ ラ ン テ ィ ア 育 成 ・ 活 用 (回)	見守り ネット ワーク		民 生 委 員 定 例 会 等 (回)	地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 運 営 推 進 会 議 (回)	ケ ア 会 議 (回)	ケ ア マ ネ ー ジ ャ ー 支 援
	来 所 (延 件 数)	電 話 (延 件 数)	計	予 防 支 援 (延 件 数)	虐 待 事 例 (延 件 数)	困 難 事 例 (延 件 数)	一 般 事 例 (延 件 数)	実態把握					主 催 (回)		講 師 ・ 協 力 (回)	地域 連絡協議会開催等(回)							
								①一 般 介 護 予 防 (件)		②介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス (件)						事 業 利 用		地 域	個 人				
								実	延	実	延	実											
サブ セ ン タ ー	修光園	83	616	699	87	8	91	222	29	29	97	97	15	126	34	1	24	4	5	12	5	1	51
	瑞光園	51	550	601	176	6	92	428	255	255	156	156	20	411	20	8	20	11	0	20	11	15	41
	寿楽荘	31	471	502	100	33	74	204	148	151	153	160	11	301	31	0	31	13	1	24	5	2	50
	ちようじやの森	28	172	200	54	12	62	130	140	140	89	89	21	229	21	3	15	1	0	22	4	1	9
	アクティブ24	18	300	318	144	0	118	219	73	76	198	226	6	271	18	7	19	2	0	12	7	5	75
	みやぎ	24	953	977	84	24	99	97	97	97	204	235	27	301	24	6	17	1	0	21	4	9	9
	八戸市医師会	41	1915	1956	232	9	415	48	52	52	108	108	11	160	24	3	24	0	0	30	5	7	103
	福寿草	23	418	441	169	13	85	141	100	101	133	151	24	233	28	25	28	13	0	22	6	20	29
	はくじゆ	10	695	705	70	47	35	201	99	100	204	241	7	303	35	0	32	2	0	1	5	38	50
在 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー	なんろく	2	58	60	/	0	0	148	134	134	106	116	5	240	8	9	7	0	0	10	0	/	/
	たえみ	4	332	336	/	3	90	49	178	209	207	272	25	385	29	7	32	0	0	1	0	/	/
	グリー ンハイ ツ	3	342	345	/	1	11	107	164	237	82	132	6	246	32	7	33	8	0	18	5	/	/
計	318	6822	7140	1116	156	1172	1994	1469	1581	1737	1983	178	3206	304	76	282	55	6	193	57	98	417	

平成28年度 サブセンター・在宅介護支援センター推進事業に関する自己評価

<総合相談>

- 民生委員や町内のつながりで相談も多くあるため、今後も連携して対応していく。
- サブセンター、在宅介護支援センターの認知度が上がり、相談件数が増加している。
- 相談内容が複雑化し、幅広い知識と連携が必要である。

<実態把握・介護予防プラン>

- 困難ケースや虐待ケースの対応に稼動がかかるため、優先順位をつけて効率的に訪問できるよう工夫している。
- 独居や高齢者世帯の情報がないため、地域と協力し情報を得るなど工夫している。

<困難・虐待対応>

- 対応に苦慮し、時間はかかるが対応できている。
- 民生委員、地域住民、他課、包括等、多くの関係機関と連携して対応している。

<予防支援>

- 稼動がかかるため、効率化を図れるように検討したり、アセスメント力を高める工夫をしている。
- 困難ケースや地理的な問題で、サービス事業所を探すのに稼動がかかる。

<介護予防教室>

- 理学療法士会や作業療法士会、栄養士会を活用し、内容のマンネリ化を予防し、地域の特性に合わせて開催できるよう工夫している。
- 地域主導の集りになるよう地域組織と相談して進めているところもある。
- 教室に来る人の固定化や、参加者の地区差が課題である。

<ボランティア育成・活用>

- 民生委員、保健推進員、いちいの会等の協力を得ている。
- 高齢者生活支援サポーター、認知症サポーターのマッチングや活用は難しいが、民生委員等と協力し工夫している。
- 認知症サポーター養成講座を地域で開催し、育成に努めている。

<見守りネットワーク>

- 民生委員定例会、地域密着型サービス運営推進会議に出席し、地域との関係づくりに努めている。
- 既存の団体がさらにつながっていけるように支援していきたい。
- 新たに立ち上げる町内は少ないが、既存のネットワークを上手く活用している。

<ケア会議>

- ケース対応に応じて実施している。
- 多職種から意見をもらえてよい。

<ケアマネジャー支援>

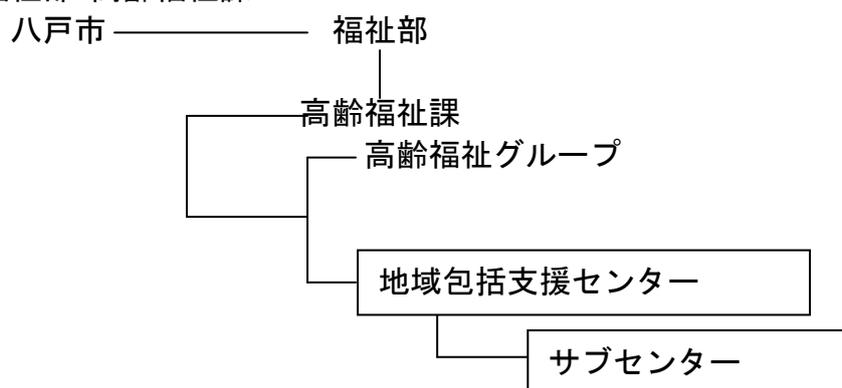
- サブセンターがケアマネジャー支援をしていることを周知し、相談しやすい工夫をしていきたい。
- サブセンターとケアマネジャーが情報交換できる場面など工夫していきたい。

(2) 平成 29 年度地域包括支援センター事業計画

1 平成 29 年度八戸市地域包括支援センター体制

(1) 設置概要

- ① 設 置 : 八戸市 1 か所
 ② 配 置 : 福祉部 高齢福祉課



- ③ 事務室 : 高齢福祉課
 ④ 相談室 : 市庁別館 1 階 地域包括支援センター分室
 ⑤ 24 時間体制 : ■ 高齢福祉課 緊急初動体制に基づき対応する。
 ■ 包括支援センターサブセンター (9 か所)、在宅介護支援センター (3 か所) が 24 時間体制をとっている。

(2) 職員配置状況 (H29. 4. 1 現在)

単位:人

職 種	常 勤	非常勤 (サブセンター再掲)	合 計
保健師	6	1 (1)	7
主任介護支援専門員	2	7 (7)	9
社会福祉士	3	10 (7)	13
看護師	1	8 (4)	9
准看護師	1	0	1
社会福祉主事	—	3 (0)	3
介護支援専門員	—	2 (0)	2
事務	2	0 (0)	2
合 計	15	31 (19)	46

※ (有) ひかり介護支援事業所に高齢者虐待及び精神保健福祉問題等対応支援業務を委託している

2 平成29年度八戸市地域包括支援センター 担当地区分担表

八戸市地域包括支援センター		総括	原 栄子	連絡先: TEL43-2111 (内線 5153~5158)	
チーム	地域包括支援センター		★サブセンター・ 在宅介護支援センター	担当地区	
A チ ーム	◎ 江渡 聡子 (保)	澤頭 ひろみ (看・介)	★修光園サブセンター(2人) 高奥佳代子(社) 日戸 雄一(主介) TEL 96-6507	中居林	
		沼岡 裕子 (保)	中村 優子 (歯・介)	是川	
		山口 誠 (社)	唯野 聡子 (社・介)	なんろく 市澤 光子(看) TEL 82-3855	南郷
			工藤 真結美 (社・精・介)	★サブセンター瑞光園(2人) 笹川 佳子(主介) 中村 祥恵(社) TEL 25-0103	南浜
				★サブセンター寿楽荘(3人) 山田 睦子(主介) 小田巻 郁恵(社) 野坂 知弓(保) TEL 52-8000	鮫 白銀南
B チ ーム	◎ 山村 由希子 (保)	桑原 寛子 (社・介)	★ちようじゃの森サブセンター(2人) 椛本 隆(主介) 石谷 弓(看) TEL 46-0817	長者	
		島田 拓巳 (社)	平葭 優貴子 (看)	白山台	
	新山 美幸 (看)	山田 万輝 (社主)	★サブセンターアクティブ24(2人) 吉田 由美子(看) 上端 美紅(社) TEL 45-3000	小中野	
	大沢 真未 (保)	佐々木 範子 (看・介)	★みやぎサブセンター(2人) 櫻橋 和加子(主介) 杉下 由紀恵(社) TEL 71-2271	江陽	
			グリーンハイツ 吉田 郁子 TEL 31-0521	三八城	
			根城		
C チ ーム	◎ 酒井 明美 (主介)	夏川戸 淳子 (社主)	★八戸市医師会サブセンター(2人) 立崎 公章(社) 大浦智香子(看) TEL 38-3820	湊	
		西塚 明子 (保)	林 友恵 (社主)	柏崎	
	蛸名 葵 (社)	對馬 しげ子 (介)	★サブセンター福寿草(2人) 川井 純子(主介) 佐々木 廣平(看) TEL 38-7612	吹上	
		助川 幸子 (看・介)	★はくじゅサブセンター(2人) 久保沢 光浩(社) 佐々木 ひとみ(主介) TEL 20-4400	大館	
			たえみ 小笠原 裕美子(社) TEL 090-1060-7094	東	
			下長		
			上長		
			田面木		
			館		
			豊崎		

3 平成 29 年度 八戸市地域包括支援センター事業計画

1. 目的

介護保険法第 9 条に掲げる者(以下「被保険者」という。)が要介護状態等になることを防止するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

2. 目標

- (1) 高齢者が安心安全に暮らせる環境づくりに努める
- (2) 介護予防の普及啓発を図る
- (3) 認知症支援を推進する
- (4) 高齢者の権利擁護に努める
- (5) 在宅医療・介護連携の推進を図る

3. 基本機能

- (1) 共通的支援基盤構築
- (2) 総合相談支援・権利擁護
- (3) 包括的・継続的マネジメント
- (4) 介護予防ケアマネジメント
- (5) 在宅医療・介護連携の推進
- (6) 認知症施策の推進
- (7) 生活支援サービスの体制整備
- (8) 介護予防事業の推進

4. 事業実施計画

(1) 共通的支援基盤事業

- ① 地域包括支援センター運営協議会開催…………… 年 2 回
- ② 地域住民に対する広報
- ③ 地区民生委員・児童委員定例会での包括支援センター説明…………… 25 地区中 10 地区

(2) 包括的支援事業

1) 総合相談支援業務

- ① 高齢者、家族等からの相談対応、支援
- ② サブセンター、在宅介護支援センターによる高齢者の実態把握
- ③ 高齢者町内見守りネットワーク連絡会への支援
- ④ 見守りネットワークの普及・啓発

2) 権利擁護業務

- ① 虐待への対応
- ② 高齢者あんしん相談窓口での相談
- ③ 高齢者・障がい者虐待対策ケース会議開催
- ④ 高齢者虐待防止出前講座の実施
- ⑤ 高齢者虐待防止研修会開催……………年1回
- ⑥ 成年後見制度の活用
- ⑦ 市民後見推進事業
- ⑧ 成年後見センター事業（社会福祉協議会へ委託）

3) 包括的・継続的ケアマネジメント

- ① 包括的支援事業研修会開催……………年3回
- ② 地域ケアマネジメント事例検討会開催支援……………4ブロックで開催
- ③ 地域ケア個別会議開催……………年6回
- ④ 地域における介護支援専門員のネットワーク構築及び介護支援専門員への個別支援

4) 在宅医療・介護連携の推進

- ① 医療と介護の多職種連携意見交換会開催……………年3回
- ② 在宅医療・介護関係者研修会開催……………年1回

5) 認知症施策の推進

- ① 認知症地域支援推進員の配置……………5名
- ② 認知症ケアパス作成会議（内容見直し）……………年1回
- ③ 高齢者福祉合同研修会（若年性認知症に関する内容）開催……………年1回
- ④ 認知症初期集中支援推進事業実施に向けた準備（平成29年10月開始予定）

6) 生活支援サービスの体制整備

生活支援体制整備推進協議会開催（附属機関）……………年4回

※平成29年度からは協議会で体制整備について協議していく

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

1) 介護予防・生活支援サービス (旧 二次予防事業)

- ① 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
- ② 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)

2) 一般介護予防事業 (旧 一次予防事業)

- ① 介護予防把握事業
- ② 介護予防普及啓発事業
 - a) サブセンター・在宅介護支援センターによる介護予防教室開催
 - b) 地区老人クラブ連合会会員等の介護予防教室
- ② 地域介護予防活動支援事業
 - a) 地域回想法の実施
- ③ 介護・認知症予防センター

3) 介護予防ケアマネジメント

要介護のおそれのある高齢者(基本チェックリスト該当者)で、介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用している方を対象としたケアマネジメント

(4) 家族介護支援事業

1) 認知症高齢者見守り事業

- ① 認知症サポーター養成講座普及……………サポーター1,500人以上養成
- ② 認知症サポーターフォローアップ研修会開催……………年1回
- ③ キャラバンメイトフォローアップ研修会開催……………年1回
- ④ 認知症フォーラム開催(「認知症と家族の会」へ委託)……………年1回
- ⑤ 八戸市あんしんカード事業

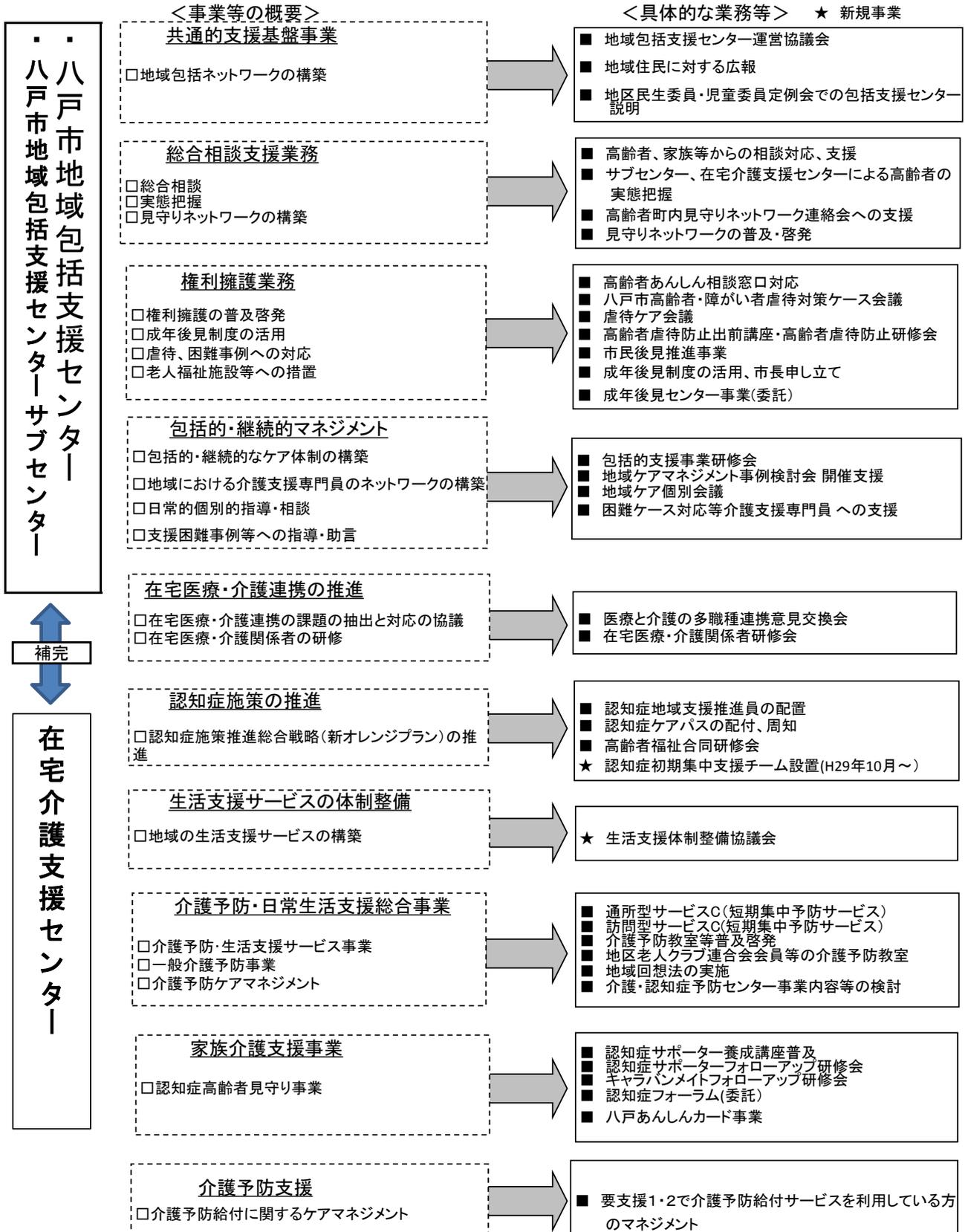
(5) 指定介護予防支援事業

要支援認定者で、介護予防給付サービスを利用している方を対象としたケアマネジメント

(6) その他

- 1) 地域密着型サービス運営推進会議参加……………年95回
- 2) 地域包括支援センター関係職員打合せ会……………年4回

平成29年度八戸市地域包括支援センター事業計画



(3) 地域包括支援センター運営業務の外部委託について

八戸市地域包括支援センター運営業務委託

募集要領

(案)

八戸市福祉部高齢福祉課

I 募集の概要

1 目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものです。

現在、当市では、高齢福祉課内に直営のセンターを1か所設置し、その出先機関となるサブセンターや、在宅介護支援センターを各圏域に配置していますが、このたび、センターの体制を強化するため、市内12の日常生活圏域全てを対象に、委託型地域包括支援センターを設置することとしました。このため、当該圏域において、その運營業務を受託する法人を募集します。

2 業務概要

(1) 業務内容

- ①包括的支援事業
 - ア 総合相談支援事業
 - イ 権利擁護事業
 - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ②介護予防・日常生活支援総合事業
 - ア 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）
 - イ 一般介護予防事業
- ③指定介護予防支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第16項）
- ④その他
業務内容の詳細については、「八戸市地域包括支援センター運營業務委託仕様書」のとおりとします。

(2) 募集圏域及び配置基準人員等

- ①募集圏域
募集圏域については、「別紙1」のとおりとし、募集圏域ごとに1法人を選定します。同一法人による複数圏域の応募も可能です。
- ②募集圏域及び配置基準人員
八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例に基づき、下表のとおり配置することとします。

平成29年4月1日現在

	募集圏域 (地区名)	高齢者人口(人)	高齢化率(%)	配置基準人員 (人) ※常勤・専従
1	市川・根岸	5,468	24.6	3
2	下長・上長	6,579	24.1	3
3	田面木・館・豊崎	3,879	34.9	3
4	長者・白山台	5,353	24.4	3
5	三八城・根城	6,445	26.9	3
6	小中野・江陽	4,302	30.2	3
7	柏崎・吹上	5,817	27.7	3
8	是川・中居林	3,641	33.0	3
9	大館・東	8,597	28.5	4

10	白銀・湊	7,175	31.5	4
11	白銀南・鮫・南浜	6,611	31.4	3
12	南郷	2,060	38.7	2
合計		65,927	28.4	37

※ 高齢者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき職員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ1人となっています。また、高齢者の数がおおむね2,000人以上3,000人未満ごとに置くべき職員数は、保健師1人、及び社会福祉士又は主任介護支援専門員のいずれか1人となっています。

③職種

職員は次の職を有するものとし、各職種についてはそれぞれ1人以上、表の人数のとおり配置してください。ただし、南郷地区については、アに該当する者を1人含む2人の配置とします。

ア 保健師その他これに準ずる者（次のいずれかの者をいう。以下同じ。）

(ア) 保健師

(イ) 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師は含まない）

イ 社会福祉士その他これに準ずる者

(ア) 社会福祉士

(イ) 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

(ア) 主任介護支援専門員

(イ) 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

④その他

ア 配置した専門3職種のうち、1人を管理者としてください。

イ 専門3職種以外の職員（介護支援専門員、事務員）の配置は、受託者が地域の実情に応じて適宜判断し、必要に応じて配置してください。この場合、常勤・非常勤の別を問いません。なお、配置する場合は、選考時の加点の対象とします。

3 センターの設置場所及び設備について

(1) センターは、特段の事情のない限り、担当する圏域内に設置し、利用者の利便性を考慮するとともに、誰もが分かりやすくアクセスしやすい場所に設置してください。

※ 事務所設置場所及び電話番号は、センター設置申請、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託契約準備、広報誌掲載等のため、遅くとも2月初旬には確定してください。

(2) センター業務における公正・中立性確保の観点から、既存施設内に事務室を設ける場合は、併設する法人本部やサービス提供部門と混同しないよう、専用の部屋を設けてください。（困難な場合には、仕切りを設ける等により明確に区別の上、独立性を確保してください。）

(3) プライバシーが確保されるよう配慮した相談スペースを確保してください。

(4) 事務机及び椅子、施錠できる保管庫、専用電話、FAX、パソコン（インターネット接続環境及びメールアドレスの確保）、パソコンプリンターを設置してください。なお、指定介護予防支援事業に関する利用者管理及び給付費請求事務等に使用する地域包括支援セ

ンターシステムの端末機 1 台を受託者に貸与する予定です。

- (5) 地域住民にわかりやすいよう、地域包括支援センターの看板や案内表示等を外部から見える場所に設置してください。
- (6) 利用者専用の駐車スペースを敷地内又は隣接地に確保してください。
- (7) 職員が利用できる業務用の自動車を 1 台以上用意してください。
- (8) その他、本業務に必要な設備類は、受託者の負担で設けてください。

4 開設時間及び休業日

(1) 開設時間

窓口の開設時間は、月曜日から金曜日までの午前 8 時 15 分から午後 5 時までとします。ただし、夜間等の緊急の相談に備えるため、休日を含めた 24 時間対応可能な体制を確保してください。

(2) 休業日

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

(3) その他

利用者への利便性を考慮し、受託者の判断により、月曜日から金曜日までの窓口開設時間を延長し、(2)ア～ウに掲げる日に窓口を開設できるものとします。

なお、常時、窓口開設時間を延長して運営する場合、及び(2)ア～ウに掲げる日に窓口を開設して運営する場合は、選考時の加点の対象とします。

II 委託期間、委託料、契約方法等

1 委託期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間とし、事業の実施状況に問題ないと認められる場合、4 回（5 年間）まで契約更新できるものとします。6 年目以降については、受託を希望する事業者の状況等により、公募を行う場合があります。

また、受託者が運営する本業務の開始後において、関係法令を遵守しない場合や、本業務の実施につき著しく不相当と認める場合は、八戸市地域包括支援センター運営協議会に諮り、期間の満了前に契約を解除する場合があります。

2 委託料

「別紙 2」記載のとおり委託料の上限価格を設定しています。この価格の範囲内で見積額を提示することとなります。

※ 地域包括支援センターの運営費は、主に委託料の対象となる包括的支援事業費と、指定介護予防支援事業・第 1 号介護予防支援事業（予防プランの作成）の 2 つに関する収入から成り立っていますが、実際の運営費を超える収入があった場合には、当該収入分を控除した額とします。

3 契約方法等

(1) 契約方法

受託候補者との随意契約

(2) 支払方法

概算払（委託開始日以降の支払い、年度終了後に精算）

4 運営財源

運営財源については、当市からの委託料と指定介護予防支援・第 1 号介護予防支援事業に係る介護報酬とします。介護予防サービス計画費（1 件当たり 4,300 円、初回加算 3,000 円、

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 3,000 円) は、委託料とは別に受託者の収入としますので、受託者が必要に応じて従事者を配置してください。また、介護予防サービス計画を居宅介護支援事業所に委託して作成する場合、介護報酬のうち 5% が指定介護予防支援事業所の収入となります。

上記の委託料と介護報酬は、明確に区分して経理を行い、経理に関する帳簿等必要な書類を整備してください。

III 応募要件

1 応募資格

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 67 に規定する包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人で、契約日までに次に掲げる要件を全て満たす法人とします。

- (1) 原則として応募する圏域内にセンターを設置できる法人であること。
- (2) 介護保険法第 115 条の 22 第 2 項の規定に該当しないものであること。（指定介護予防支援事業者としての基準）
- (3) 市内で次に掲げるいずれかの事業所（施設を含む。）として、1 年以上の運営実績があること。
 - ア 介護保険法に基づく地域包括支援センター
 - イ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
 - ウ 介護保険法に基づく指定を受けてサービスを提供する事業所。ただし、福祉用具貸与・販売の事業所を除く。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれに準ずる団体をいう。）ではないこと。
- (7) 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及びそれに準ずる者をいう。）ではないこと。
- (8) 福祉分野における事業において、当該業務に応募する法人又は当該業務に応募する法人と関連のある法人が、違法行為等により指定の取消し、指定効力の全部又は一部の停止等の処分を過去 5 年以内の間に受けていないこと。
- (9) 直近 2 年間の法人税、消費税、地方消費税、市民税の滞納がないこと。

2 公募説明会への参加

応募に当たっては、平成 29 年 10 月 13 日（金）に開催する「公募説明会」に必ず参加してください。出席者は、1 応募者 3 名以内とし、法人の職員でない方の参加は認めません。

公募説明会参加申込書（様式第 1 号）をメールにより、平成 29 年 10 月 4 日（水）までに提出してください。（E-Mail : koreif@city.hachinohe.aomori.jp）

3 質疑について

(1) 質疑方法

要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第 2 号）をメールにより提出してください。

E-Mail : koreif@city.hachinohe.aomori.jp あて、件名は「地域包括支援センター運営業務委託質問書（法人名）」とし、必ず電話で送信した旨を伝え、担当部署に着信したことを確認してください。なお、口頭による質問は受け付けませんのでご了承ください。

- (2) 受付期間
平成 29 年 9 月 22 日（金）から 平成 29 年 10 月 4 日（水）まで
- (3) 回答方法
公募説明会において回答します。説明会後の質問は、個別に回答します。

4 参加意向表明書提出方法

- (1) 提出書類
 - ア 様式第 3 号：参加意向表明書
 - イ 様式第 4 号：誓約書
 - ウ 法人税、消費税及び地方消費税、市民税の各納税証明書一式：写し可（直近 2 年分）
 - エ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書：写し可（法務局発行、直近 3 か月以内）
 - オ 法人の定款又は寄付行為等：写し可（最新のもの）
 - カ 印鑑証明書：原本（法務局に登録してあるもの）
- (2) 提出部数
応募する圏域数を問わず、正本 1 部、副本 1 部の合計 2 部提出すること。
- (3) 提出期間
平成 29 年 10 月 16 日（月）午前 8 時 15 分から平成 29 年 10 月 23 日（月）午後 5 時まで
- (4) 提出先
八戸市福祉部高齢福祉課
- (5) 提出方法
事前に電話にて来庁日を連絡し、持参してください。郵送又はメールによる提出は受け付けません。
- (6) 参加資格審査結果通知
参加資格の確認を行い、平成 29 年 10 月 31 日（火）までに参加資格確認結果通知書をメールにより通知します。通知内容の異議申立ては受理しません。

5 応募書類の作成と提出

- (1) 応募書類
「別紙 3」審査基準を参考に書類を作成してください。複数の圏域に応募する場合は、応募する圏域ごとに作成してください。
 - ア 様式第 6 号：応募申込書
 - イ 様式第 7 号：法人概要及び法人実績
 - ウ 様式第 8 号：役員名簿
 - エ 様式第 9 号：センターの運営に関する事項①
 - オ 様式第 10 号：センターの運営に関する事項②
 - カ 様式第 11 号：人員に関する事項
 - キ 様式第 12 号：管理者経歴書
 - ク 様式第 13 号：職員経歴書
 - ケ 様式第 14 号：センターの事業に関する事項①
 - コ 様式第 15 号：センターの事業に関する事項②
 - サ 様式第 16 号：見積書
 - シ 決算書：写し可（平成 28 年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書））
- (2) 提出部数
正本 1 部、副本 8 部の合計 9 部提出してください。
- (3) 提出期間
平成 29 年 11 月 7 日（火）午前 8 時 15 分から 平成 29 年 11 月 13 日（月）午後 5 時まで
- (4) 提出先

八戸市福祉部高齢福祉課

(5) 提出方法

事前に電話にて来庁日を連絡し、持参してください。郵送又はメールによる提出は受け付けません。

(6) 受理の取消し

参加意向表明書を提出した法人が、受託候補者の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は受理を取り消し、審査及び選定の対象から除外します。

ア 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 応募資格を満たさない状態となった場合

ウ 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触を持った場合

(7) その他提出に当たっての留意点

ア 応募書類は、A4縦型フラットファイルに左綴じとし、様式ごとにインデックスを貼付すること。原則、A4版に統一すること。

イ ファイルのおもて表紙及び背表紙に、「八戸市地域包括支援センター運營業務委託応募書類」、「応募圏域」、「法人名」を記載すること。

ウ 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

エ 提出後の書類の追加、変更は認められません。

オ 書類提出にかかる費用は、応募者の負担とします。

カ 提出された書類は、八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例6号）に基づき、公開することがあります。

6 辞退の方法

参加意向表明をした後に参加を辞退するときは、応募辞退届出書（様式第5号）を平成29年11月13日（月）午後5時までに持参により提出してください。この場合、参加の辞退は撤回することができません。

なお、応募書類の提出期限（平成29年11月13日）を経過しても提出がない場合は、参加を辞退したものとみなします。

IV 選考方法等

1 審査及び選定方法

(1) 書類審査

事務局において、提出された書類の審査を行い、プレゼンテーション・ヒアリング審査に参加できる応募者を決定し、その結果をメールにより平成29年11月22日（水）までに通知します。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査

八戸市地域包括支援センター運營業務委託事業者選考会におけるプレゼンテーション・ヒアリング審査によるものとし、圏域ごとに実施します。応募が1者のみであった場合においても審査を実施し、選定するかを総合的に判定します。

ア 日時・場所

平成29年12月22日（金）午前9時から実施します。詳細については、12月上旬に応募者へ通知します。

イ 実施時間

1 応募者30分以内とします。（応募書類の説明15分以内、質疑応答10分程度、その他セッティング及び撤去時間等は実施時間の30分に含みます。）

ウ 出席者

1 応募者3名以内とし、コンサルタント等法人の職員でない者の参加は認めません。

エ 機材等

プレゼンテーションで使用する機材等は、全て応募者が持参するものとします。（電源、テーブル、椅子、パソコン、プロジェクター、スクリーンを除く。パソコンはご持参いただいても結構です。）

オ プレゼンテーション用資料

プレゼンテーションの際に使用する資料（プロジェクターで投影する資料）は、審査当日持参してください。プレゼンテーションの内容は、「別紙3」審査基準を参考に、応募書類に記載した事項の中で、特に重要と考える事項を端的にわかりやすく説明してください。

(3) 選考方法

各選考員の評点数の合計が最も高い応募者を受託候補者として選定します。ただし、得点率5割未満の場合は、選定しないものとします。その後、八戸市地域包括支援センター運営協議会の承認を得て、受託候補者として決定しますが、評点数が同点となった場合には、地域包括支援センター運営協議会の協議により決定するものとします。

なお、受託候補者決定から契約までの間に指名停止となるなど、参加資格要件を満たさないと判断される者については失格とし、その場合は次点応募者を受託候補者として選定します。

2 選考結果の発表及び公表

選考結果は、応募者全員に書面により通知します。選考後に選考結果の概要を八戸市ホームページに掲載する等により公表します。なお、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めないものとします。

3 契約手続

選考された受託候補者と当市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結します。なお、受託候補者と当市との協議が整わない場合、又は受託候補者が委託事業を遂行することが困難と認められる場合には、原則として次点候補者と協議を行います。また、候補者として選定後の受託の辞退等により当市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合があります。

4 指定介護予防支援事業所の指定申請手続

受託者は、当該センターを事業所として、介護保険法第115条の22第1項の規定及び八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例に基づき、平成30年2月末日までに市介護保険課に指定介護予防支援事業所の申請を行い、指定を受けてください。

5 その他留意事項

本選考は、平成30年度当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じるものであるため、市議会において当初予算案が否決された場合には、委託契約を締結しないことがあるのでご了承ください。

V スケジュール

内 容	日 程	備 考
募集要領をホームページに掲載	平成 29 年 9 月 22 日（金）～	
「質問書」の提出（受付）	平成 29 年 9 月 22 日（金）～ 平成 29 年 10 月 4 日（水）	
「公募説明会参加申込書」の提出	平成 29 年 10 月 4 日（水）	説明会参加が応募の要件
公募説明会の開催	平成 29 年 10 月 13 日（金） 午前 13 時 30 分～	場所：八戸市庁 別館 8 階研修室 ※質問への回答
「参加意向表明書」の提出（受付）	平成 29 年 10 月 16 日（月） 午前 8 時 15 分～ 平成 29 年 10 月 23 日（月） 午後 5 時	持参の上、提出 提出後の辞退は、 11 月 13 日（月） 午後 5 時まで
参加資格審査結果通知	平成 29 年 10 月 31 日（火）	参加資格の確認審査
応募書類受付	平成 29 年 11 月 7 日（火） 午前 8 時 15 分～ 平成 29 年 11 月 13 日（月） 午後 5 時	持参の上、提出
書類審査結果通知 （プレゼンテーション・ヒアリング 審査参加者決定）	平成 29 年 11 月 22 日（水）	応募書類の審査
プレゼンテーション・ヒアリング 審査	平成 29 年 12 月 22 日（金） 午前 9 時～	場所：八戸市庁 別館 2 会議室 C ※スケジュールの詳細は 12 月上旬に通知
八戸市地域包括支援センター運営 協議会による承認	平成 29 年 1 月中旬	
受託候補者の決定	平成 30 年 1 月下旬	
委託センター開設準備	平成 30 年 1 月下旬～	打合せ、引継ぎ等
委託センター開設	平成 30 年 4 月 1 日（日）	委託契約締結日

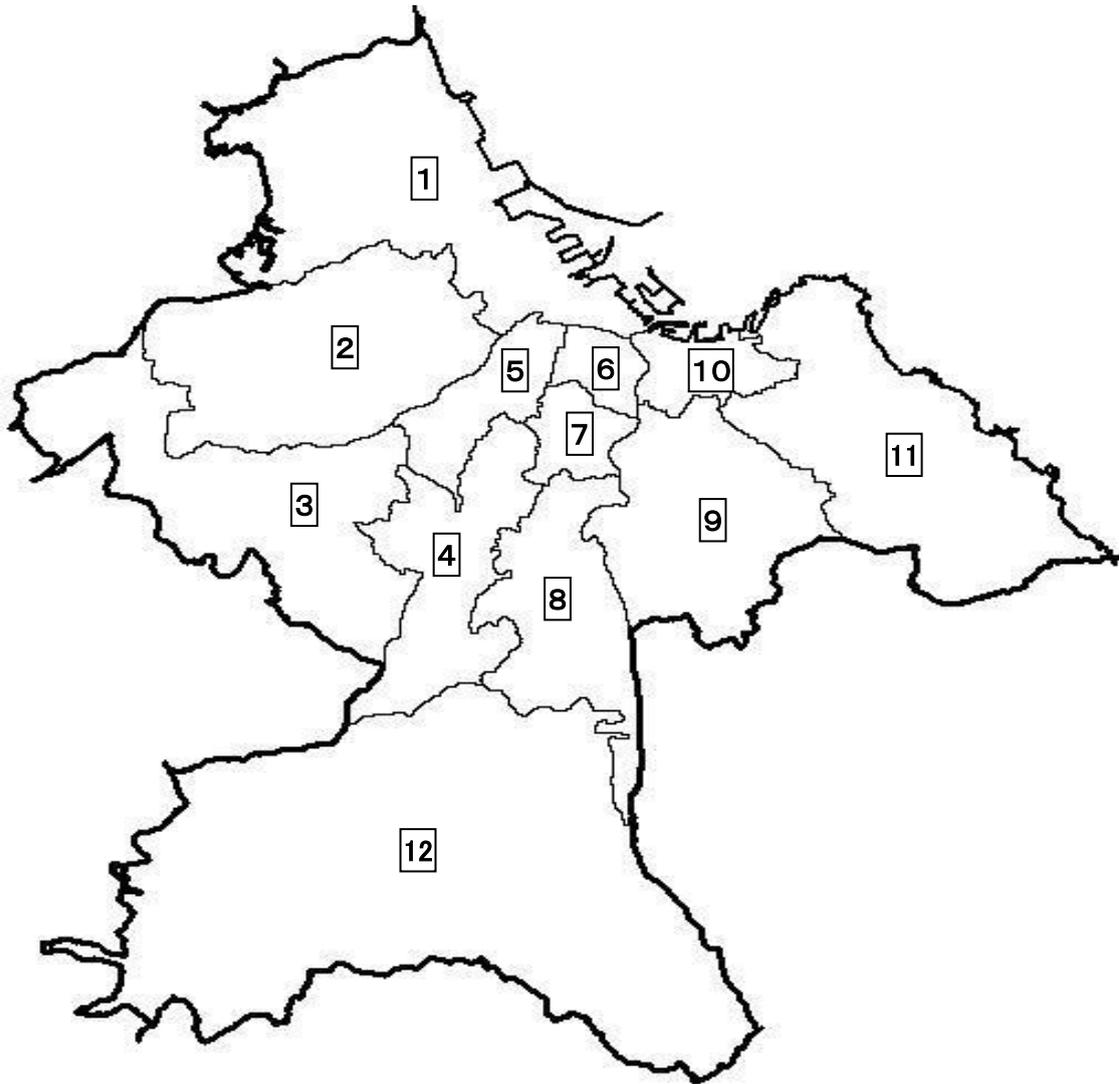
VI 書類提出先及び問合せ先

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目 1-1
 八戸市福祉部高齢福祉課地域包括支援センター
 担当 電話 0178-43-9189 F A X 0178-43-2442
 E-Mail koreif@city.hachinohe.aomori.jp

別紙 1

【募集圏域】

- 1 (市川・根岸) / 2 (下長・上長) / 3 (田面木・館・豊崎) /
4 (長者・白山台) / 5 (三八城・根城) / 6 (小中野・江陽) /
7 (柏崎・吹上) / 8 (是川・中居林) / 9 (大館・東) /
10 (白銀・湊) / 11 (白銀南・鮫・南浜) / 12 (南郷)



圏域番号	町内名
1 市川/根岸	古場藏、轟木上、轟木下、新和、松ヶ丘ニュータウン、桔梗野1区、桔梗野8区、桔梗野2区、桔梗野3区、桔梗野4区、桔梗野5区、桔梗野10区、桔梗野6区、桔梗野7区、桔梗野9区、尻引、向谷地、高屋敷、市川上、市川下、中平（市川）、古館、大谷地、橋向南、橋向北、陸奥市川、三菱製紙社宅、多賀台一丁目、多賀台二丁目、高森、多賀台三丁目、多賀台四丁目東、多賀台四丁目西、松ヶ丘、多賀台ヒルズ、日計、日計ヶ丘、八太郎、陸上自衛隊官舎、海上自衛隊官舎、高州町、洲先、日計団地、陸上自衛隊営内、海上自衛隊営内
2 下長/上長	小田、高館、第二高館、海上前、高館ニュータウン、内舟渡、千田、石堂一丁目、石堂二丁目、石堂三丁目、河原木、河原木市営、河原木県営、下長町、河原木県営第二、河原木県営第三、尻内、JR前河原、東一番町、東二番町、穂園町、一番町、矢沢、三条目、笹ノ沢、張田、正法寺、大仏
3 田面木/館/豊崎	下七崎、池田、上七崎、滝谷、鷹ノ巣、永福寺、松園町、上田面木、中田面木、下田面木、松園団地、南田面木、八幡、坂牛、櫛引、通清水、櫛引宿舎、一日市、烏沢、上野、堀川、高岩
4 長者/白山台	新荒町、稲荷町、荒町、徒士町、本徒士町、廿三日町、上組町、上徒士町、町組町、常番町、廿六日町、鳥屋部町、本鍛冶町、古常泉下、山伏小路、長者山下、八坂町、北糠塚、東糠塚、西糠塚、南糠塚、榊形、藤子、藤子新町、南藤子、休場、大杉平、二ツ屋、板橋、泉町、鍛冶畑、天狗沢、番屋、鴨平、土橋、西白山台、白山台中央、南白山台、東白山台、北白山台、白山台県営、白山台市営住宅、笹子（根城）
5 三八城/根城	城下一丁目、城下二丁目、城下三丁目、城下四丁目、沼館二丁目第一、沼館二丁目第二、沼館三丁目、淀、第一内丸、第二内丸、第三内丸、第四内丸、第五内丸、常海町、窪町、十八日町、番町、馬場町、堤町、新堀端町、十三日町、十六日町、六日町、三日町、八日町、朔日町、観音下第一、観音下第二、観音下第三、長根、熊ノ堂、西売市、南売市、新組、東根城、桜木町、白山、鹿島町、根城、根城三丁目、南鹿島
6 小中野/江陽	栄町（小中野）、森ノ奥、大町一丁目、大町、上左比代、左比代、新丁、新地通り、新堀、北横町、南横町、浦町、第一中道、諏訪河原、新地、本中条、中条、墓館、諏訪一丁目、諏訪二丁目、諏訪東、北青葉、新栄町、工場街、江陽町、双葉町、入舟町、江陽四丁目第一、入江町、江陽一丁目、江陽二丁目、北斗町、舟見町、江陽五丁目第一、江陽五丁目中央
7 柏崎/吹上	廿八日町、塩町、下組町、柏崎新町、下大工町、十一日町、若葉町、西類家、中類家、東類家、南類家、北類家、緑町、青葉町、東青葉町、類家四丁目、類家五丁目、諏訪三丁目、堤田町、岩泉町、長横町、新長横町、旭町、向田屋、鷹匠小路、寺横町、大工町、鍛冶町、月丘町、長者町、元町、幸町（吹上）、館越、田向、南類家一丁目、南類家三丁目、松富町、仲町（吹上）、積善町、高園町、栄町（吹上）、春日町、類家南団地
8 是川/中居林	中居林、梨ノ木平、石手洗、石手洗団地、東中居林、八重坂、中居、田中、差浪、館前、母袋子、水野、西山、岩沢、妻ノ神、志民、風張、是川一丁目、是川二丁目、是川三丁目、是川三丁目南、是川四丁目、是川四丁目東、是川四丁目中、是川一丁目東、是川一丁目南、是川五丁目
9 大館/東	野ばら、旭ヶ丘一丁目東、旭ヶ丘二丁目、旭ヶ丘一丁目南、旭ヶ丘四丁目、旭ヶ丘三丁目、旭ヶ丘五丁目、旭ヶ丘一丁目北、旭ヶ丘一丁目西、桜ヶ丘二丁目、町畑、第二桜ヶ丘、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘四丁目、湊高台六丁目、湊東町、湊高台一丁目、湊高台五丁目、湊高台二丁目、湊高台四丁目、湊高台三丁目、山道、新井田団地、第一寺分、第二寺分、第三寺分、花生、見晴台、塩入、館下、横町、中町（大館）、新井田西、妙、妙団地、野場、南野場、松館、東十日市、西十日市、法光野
10 白銀/湊	本町（湊）、柳町、第二久保、高台町、第一永楽町、赤坂、上中道、中道、下中道、第一久保、上の山、館鼻、下条、浜須賀、汐越一部、汐越二部、大沢、山手通、山手本町、ホロキ長根、永楽町、青潮、岩淵、大沢頭、大沢片平、第一三島、第二三島、第三三島、清水川、下夕通り、第一砂森、第一人形沢、第二人形沢、東ヶ丘、第一本町、第二本町、第三本町、三島、山手三島、三島丘、三島上、第一三島上、南ヶ丘、小学校通り、坂ノ脇、夏川戸、第一新町通り、美幸町、栗沢道、中平町（白銀）、源町、雷、高見町、坂ノ上、東坂ノ上
11 白銀南/鮫/南浜	第二砂森新、二子石本町、二見町、第三二子石、住吉町、山の手、千代田町、忍町、忍町の2、新富町、日ノ出町、有楽町、美原町、皐月町、御園町、末広町、美登里町、緑ヶ丘、東町、幸町（鮫）、仲町（鮫）、本町（鮫）、浜町、弁天町、蕪島町、汐見町、岬町、恵比須浜、岬ヶ丘、東大平町、南大平町、扇ヶ浦、白浜、深久保、棚久保、種差、法師浜、大久喜、金浜、下大久保、町道、大久保、巻目、第一大久保、上大久保、長沢、美保野、金吹沢、白銀台一丁目、白銀台北、白銀台二丁目、白銀台三丁目東、白銀台三丁目、白銀台三丁目南、白銀台四丁目、白銀台五丁目、白銀台六丁目、白銀台七丁目、岬台三丁目、岬台第一、左部長根第一、岬台一丁目、岬台二丁目、岬台宿舎、岬台県営、岬台
12 南郷	南郷の全ての町内

別紙 3

【審査基準】

評価項目	着眼点・視点
1 法人に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○本業務に活かすことのできる地域包括支援センター業務や介護保険事業、地方公共団体等からの委託事業などの実績があるか。 ○地域包括支援センターを運営する上で、法人の財務状況は適正なものか。
2 センター運営に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者に配慮した営業時間、休業日となっているか。 ○応募の動機、応募圏域を選択した理由は適切なものか。 ○地域課題の把握、地域との連携体制の構築、地域包括ケア推進のための考え方や取組は適切なものか。 ○公正・中立性の確保に対する考え方や具体的な取組は適切なものか。 ○相談対応や苦情処理のための体制づくり、取組計画は適切なものか。 ○夜間、休日等の緊急時及び災害時における対応は適切なものか。 ○個人情報の適正な取扱いに関する考え方や取組は適切なものか。
3 人員に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の配置計画は適切か。センターの業務量を勘案し、プランナー、事務員等を配置しているか。 ○センターの管理者は本業務について熟知している者か、実績は十分か。 ○管理者以外の職員は、センター業務等の実績があるか。 ○欠員が生じた場合の対応方法、職員確保策は現実的のものか。 ○資質・専門性の向上に向けた取組は実効性が認められるか。
4 事業内容に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○各事業を適切に理解しているか。取組は実効性があるか。 (総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、地域ケア会議推進事業、介護予防ケアマネジメント事業、一般介護予防事業)
5 見積書に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○見積額は適切であるか。経験、実績に見合った人件費となっているか。
6 プレゼンテーション・ヒアリング審査	<ul style="list-style-type: none"> ○応募書類に記載した事項の中で、特に重要と考える事項を端的にわかりやすく説明できているか。 ○プレゼンテーマは、適切であるか。 ○本業務に対する意欲や熱意が感じられるか。 ○質問に対して、適切に回答できているか。

八戸市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（案）

1 概要

本業務は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターにおける包括的支援事業（法第115条の45第2項）及び第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ）の実施について、法第115条の47の規定に基づき委託するものである。

2 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

3 地域包括支援センターの設置等

担当圏域	〇〇 地区
------	-------

- (1) 法第115条の46第3項に基づき、八戸市長に届け出て、地域包括支援センターを設置すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置者として、法第115条の22第1項に基づき、八戸市長に指定介護予防支援事業者の指定を申請すること。

4 開設時間及び休業日

(1) 開設時間

窓口の開設時間は、月曜日から金曜日までの午前8時15分から午後5時までとする。
ただし、夜間等の緊急の相談に備えるため、休日を含めた24時間対応可能な体制を確保すること。

(2) 休業日

休日は、原則次のとおりとする。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

なお、受託者は特に必要があると認めるときは、月曜日から金曜日までの窓口開設時間を延長し、ア～ウに掲げる日に窓口を開設できるものとする。

5 業務内容

地域包括支援センターの業務は、次に掲げるものとする。

なお、業務の実施に当たっては、「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付老発第0609001号）、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付老計発第1018001号）及び「地域包括支援センター運営マニュアル」（平成27年6月一般財団法人長寿社会開発センター発行）及び市が作成する各事業の関係資料を踏まえ、適切な方法により行うものとする。

(1) 包括的支援事業

ア 総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）

(イ) 地域におけるネットワーク構築

支援を必要とする高齢者を見い出し、適切な支援や継続的な見守りによる更なる問題の発生を防止するため、地域の医療・介護事業者、民生委員やインフォーマルサービス

等の地域における様々な関係者による地域包括ネットワーク会議等の機会を活用してネットワークの構築を図る。

(イ) 実態把握

(ア)により構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行う。

(ウ) 総合相談支援

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関等を紹介するとともに、必要に応じ専門的・継続的な支援を行う。

(エ) 各種申請の受付

相談により介護保険の要介護（支援）認定や福祉サービス利用申請等が必要な際には、これらを受け付け、速やかに市の所管課に提出する。

イ 権利擁護事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

(ア) 権利擁護の普及啓発

成年後見制度や消費者被害等に関する情報の普及啓発のため、地域住民に対して広報活動を実施する。

(イ) 成年後見制度の活用

成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行うほか、申立てを行う親族がない場合やその意思がないなどの理由で成年後見の利用が困難と認められる場合は、市に連絡して市長申立てにつなげる。

(ウ) 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）等に基づき、速やかに高齢者を訪問して状況を確認するなど、事例に即した適切な対応をとる。

(エ) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等で高齢者を老人福祉施設等に措置入所させることが必要と判断した場合は、市に報告し措置入所の実施を求める。また、措置を実施した後も、市からの求めに応じて対象者等に対して支援を実施する。

(オ) 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、専門職間で連携し、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。

(カ) 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的に情報交換するとともに、民生委員等に対して必要な情報提供を行う。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

(ア) 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。また、介護支援専門員が地域の健康づくりやサークル活動等の介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

(イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等、介護支援専門員のネットワークを構築し、その活用を図る。

(ウ) 日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関して、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導等、専門的な見地から個別指導、相談支援を行う。

また、介護支援専門員の資質向上のため、地域包括支援センターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行う。

(エ) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や地域関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

(オ) 地域ケア会議の実施（法第 115 条の 48）

a 地域ケア個別会議

医療、介護等の専門職を始め、民生委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう具体的な支援方策を検討する。

b 圏域ケア推進会議

地域ケア個別会議の検討により共有された地域課題の解決や地域資源の形成等を検討する場として、圏域ケア推進会議を開催し、圏域における地域包括ケアシステムの強化・構築に努める。

(カ) 在宅医療・介護連携推進事業との連携・協力（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号）

地域における医療介護の円滑な連携のため、市が在宅医療・介護連携推進事業の一環として実施する研修への参加や会議への出席、その他各事業への連携・協力を努める。

エ 認知症総合支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

(7) 認知症初期集中支援推進事業

認知症の早期診断・早期対応に向けた認知症初期集中支援における初期相談、チームへの情報提供及びチーム員会議への参加等、効果的な支援への連携に努める。

(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業

a 認知症理解の普及啓発

認知症への理解を深め、地域で認知症の人や家族を支えるため、認知症サポーター養成講座の開催を推奨するとともに、八戸市認知症ケアパスの活用・普及啓発を行う。

b 認知症地域連携の推進

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療・介護の関係機関や認知症サポーター等、認知症の人を支援する関係者の連携体制を構築する。

c 認知症の相談支援

認知症の人とその家族等からの相談に対して、その知識・経験を活かした相談支援を実施するとともに、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整する。

d 認知症の人の家族に対する支援

認知症の人や家族を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担を軽減するため、市が主催する認知症フォーラムや各種事業に協力するとともに、必要な事業を自主的に開催する。

e 認知症高齢者の見守り支援

シルバー SOS ネットワークによる徘徊高齢者の早期発見への協力及び町内会等の地域関係者と連携した徘徊模擬訓練等、地域における認知症高齢者見守り体制を構築する。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 第 1 号事業対象者の把握等

第 1 号事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号）を利用しようとする第 1 号被保険者に対して、基本チェックリストにより当該事業の対象者であることの確認を行うとともに、第 1 号介護予防支援事業の届出の支援を行う。

イ 第 1 号介護予防支援事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号）対象者から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、第 1 号訪問事業（訪問型サービス）、第 1 号通

所事業（通所型サービス）のほか、一般介護予防事業や民間企業等による生活支援サービスを含め、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

なお、事業の実施に当たっては、(3)に規定する事項を準用するものとする。

ウ 一般介護予防事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号）

(7) 介護予防把握事業

地域における保健・医療・福祉などの関係部門と連携を図り、要介護状態・要支援状態のおそれがある高齢者についての情報を収集し、各種の介護予防活動の取組につなげる。

(4) 介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及啓発するための講演会や運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等を開催する。

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する多様な地域活動組織に対して、住民主体の取組が継続できるよう、効果的かつ効率的に育成及び支援する。

(3) 指定介護予防支援事業（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条の 2 第 16 項）

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、心身の状況及び生活環境等を勘案し、介護予防サービス計画を策定するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連携調整等を行うこと。

ア 専門 3 職種が業務を行う場合の留意事項

包括的支援事業の業務を行う 6 (1) ア～ウに規定する専門 3 職種が当該業務を担当する場合は、包括的支援業務の業務に支障がない範囲で行うこと。

イ 指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）

指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費は受託者の収入とし、その収入をもって指定介護予防支援事業者としての運営を行うこと。

ウ 指定介護予防支援業務の委託

受託者は、指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。委託に当たっては、次の事項に留意すること。

(7) 委託に関し、必要な事項を市に報告すること。

(4) 八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 32 条に規定するアセスメント業務、介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮すること。

(ウ) 委託先の指定居宅介護支援事業者が、指定介護予防支援業務に関する研修を受講する等必要な知識・能力を有する介護支援専門員が従事する事業者であること。

具体的には、委託先の指定居宅介護支援事業者に、都道府県若しくは政令指定都市が実施する新予防給付ケアマネジメント従事者研修を修了した介護支援専門員又は平成 18 年度以降の介護支援専門員実務研修を修了した介護支援専門員が所属していること。

(エ) 指定介護予防支援業務に係る責任主体は、地域包括支援センターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと。また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、今後の介護予防支援の方針等を決定すること。

(オ) 指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託している利用者分に関し、介護予防サービス計画費の 95%を委託先事業者へ支払うこと。

(4) 引継業務

地域包括支援センターの運営が円滑に実施できるよう、必要に応じて、市、居宅介護支

援事業所、各地域包括支援センター等の関係機関と連携し業務の引継ぎを行う。

6 人員体制

- (1) 職員は常勤・専従とし、次の職を有するものとする。各職種についてそれぞれ1名以上、定められた人数を配置する。ただし、南郷地区については、アに該当する者を1人含む2人の配置とする。なお、配置人員に欠員が生じた場合は、速やかに代替職員を補充することとし、1か月以上の欠員状態が続く場合には、欠員相当分を委託料から減額することがある。
 - ア 保健師その他これに準ずる者（地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。准看護師は含まない。）
 - イ 社会福祉士その他これに準ずる者（福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者）
 - ウ 主任介護支援専門員（「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者）
- (2) 配置した職員のうち1人を管理者とすること。
- (3) 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の実施のため、センターの担当する介護予防サービス計画の数を勘案し、介護支援専門員その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を必要に応じて配置すること。
- (4) 専門3職種以外の職員（介護支援専門員、事務員等）の配置は、受託者が地域の実情に応じて適宜判断し、必要に応じて配置すること。この場合、常勤・非常勤の別を問わない。
- (5) 配置職員に変更が生じる場合は、30日前までに委託者へ書面をもって報告し、事前承認を得ること。また、変更後に履歴書の写しと資格の確認できる書類を提出すること。

7 事務所の設備等

- (1) 施錠できる保管庫を有し、セキュリティを確保すること。
- (2) プライバシーが確保されるように配慮した相談室を設けること。
- (3) 専用のパソコンを1台以上常備し、インターネット接続環境及びメールアドレスを確保すること。なお、同パソコンのセキュリティ機能を確保すること。
- (4) 事務機及び椅子を職員数分確保し、パソコン用のプリンター、専用電話、ファクシミリを配置すること。
- (5) 地域包括支援センターの看板を道路側から見える場所に設置し、地域住民への周知に努めること。
- (6) 利用者専用の駐車スペースを敷地内又は隣接地に確保すること。
- (7) 職員が利用できる業務用の自動車を1台以上用意すること。
- (8) その他、本業務に必要な設備類は、受託者の負担で設けること。

8 業務に要するシステム及び機器の貸与等

- (1) 機器の貸与・使用
 - ア 委託者は、地域包括支援センターシステムの端末機1台を受託者に貸与する。
 - イ 受託者は、貸与された端末機について、業務以外の用途に使用してはならない。
- (2) システムの使用
 - ア 受託者は、業務履行（指定介護予防支援事業に関する利用者管理及び給付費請求事務等）のために地域包括支援センターシステムを利用すること。
 - イ 受託者は、システムの使用に際し、委託者の指示に従い運用するとともに、その使用状況を適正に管理すること。

9 委託業務実施上の留意事項

(1) 地域包括ケアシステムの推進

地域包括支援センターの運営に当たっては、センター内の3職種によるチームとしての連携・協働した対応はもちろんのこと、保健・福祉・医療の専門職やボランティアなど様々な関係者がそれぞれの能力を生かしながら相互に連携することにより、介護及び医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いまで、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的なケアが行われるよう支援すること。

(2) センター職員の人材育成

地域包括支援センターの適切な運営とその実践力の向上のため、委託者が行う研修のほかセンター内外の各種研修に積極的に参加することにより人材育成に努めること。

(3) 苦情対応

地域包括支援センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を所定の報告書にて、速やかに委託者に提出すること。

(4) 公正・中立性

受託者は地域包括支援センターを運営する当たり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に取り扱うことがないよう十分配慮すること。

(5) 個人情報の取扱い

地域包括支援センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア 地域包括支援センターにおける各事業の実施に当たり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を得ること。

イ 個人情報の取扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこと。ファイルの保管やシステムの閲覧制限等、セキュリティ管理に充分留意すること。

(6) センター職員は、常に身分証明書を携行し、必要により利用者に掲示しなければならない。

10 提出書類

(1) 契約締結後速やかに「事業計画書」及び「収支予算書」を提出すること。

(2) 地域包括支援センターの各事業について、毎月の実施状況を当該月の翌月10日までに委託者の定める様式により報告すること。

(3) 委託期間満了後30日以内に「事業報告書」及び「収支決算書」を提出すること。委託業務に関する収入及び支出は、指定介護予防支援事業所の会計、その他事業の会計と明確に区分すること。また、委託者に求められた場合は、経理に関する帳簿等、必要な書類を提出すること。

(4) 自らその実施する事業の評価等を行うための準備を行うこと。

11 その他

本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、委託者と協議の上決定すること。

(4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

「八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に基づき、指定介護予防支援の一部を委託する場合には、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないとされていることから、承認を受けるもの。

(1) 委託事業所

	事業所名（法人名）	事業所所在地
新規	居宅介護支援事業所 ちょうじゃ様の宿 （有限会社八戸メディカルサービス）	八戸市大字糠塚字大杉平 6-1
新規	介護の総合相談窓口（株式会社リブライズ）	八戸市湊高台二丁目 1-12

(2) 職員に関する事項

事業所名	勤務形態		予防プラン作成 経験年数	受持利用者数		事業所全体の 要支援者及び 事業対象者 受託可能件数
	常勤・非 常勤の別	専従・ 兼務の別		うち給付 管理者数		
居宅介護支援事業所 ちょうじゃ様の宿 ※基準日：平成 29 年 7 月 1 日	常勤	兼務	6 年	20 人	20 人	6 件
介護の総合相談窓口 ※基準日：平成 29 年 7 月 1 日	常勤	専従	3 か月	10 人	10 人	8 件

(3) 給付管理者数について

(単位：人)

事業所	事業 対象者	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
居宅介護支援事業所 ちょうじゃ様の宿 (平成 29 年 6 月分)	0	0	0	0	5	8	5	2	20
介護の総合相談窓口 (平成 29 年 6 月分)	0	0	0	3	3	0	2	2	10

(4) 委託事業所数

当該事業所を含め、委託事業所数 91 事業所、今後の委託可能見込件数 143 件。

(参考：平成 29 年 6 月末時点委託件数 945 件)